

**新型コロナウイルス感染症に関する  
人権への配慮をお願いします**

新型コロナウイルス感染症に関して、感染された方やその家族、濃厚接触者に該当する方、医療従事者など関係者への差別的取り扱い、いやがらせ、誹謗中傷は、重大な人権侵害につながります。

感染拡大に伴い、不安やストレスを感じる方も多いと思いますが、感染された方や関係者の人権を守るため、不確かな情報や憶測によるうわさ話を広めたり、感染された方などの関係者の特定や詮索を行うことは厳に慎んでください。国や府が提供する正しい情報に基づいて、冷静な行動をお願いします。

**【人権相談】** 法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関する不当な偏見、差別等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は一人で悩まず、相談してください。

■みんなの人権110番 0570(003)110

平日 午前8時30分～午後5時15分

■子どもの人権110番 0120(007)110

平日 午前8時30分～午後5時15分

■外国語人権相談ダイヤル 0570(090)911

Foreign-language Human Rights Hotline(Navi Dial)

平日 午前9時～午後5時(weekday 9:00～17:00)

■インターネットでの人権相談の申し込み

<https://www.jinken.go.jp/>

(上記のURLか、右のQRコードから)



法務省HP

<問い合わせ>人権推進課 電話 (42)4249 メール [jinkensuisin@city.ayabe.lg.jp](mailto:jinkensuisin@city.ayabe.lg.jp)

**新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛や休業などが行われる中、  
生活不安・ストレスからDV被害の深刻化が懸念されています**

配偶者等からの暴力(DV)は重大な人権侵害であり、いかなる状況にあっても、決して許されるものではありません。DVで不安を感じたら、一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。また、周りで被害に困っている人がいる場合は、相談窓口を教えてください。

■DV相談ナビ 0570(055)210 (最寄りの相談窓口につながります)

■DV相談+ (プラス) 0120(279)889 (24時間受け付け)

メールやチャットでの相談も可能です。外国語(10か国語)にも対応。

詳しくはホームページ(<https://soudanplus.jp/>)をご覧ください。



※ 緊急の場合には、ためらわずに110番通報してください。<問い合わせ>あいセンター電話(42)1801

**人権福祉センター綾部会館 パソコン講座 受講生募集**

多くの方がパソコンを活用できるよう、また、参加者の交流を図るため、パソコン講座を開催します。ぜひご参加ください。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

**◆ワードステップアップコース(全6日)**

日程：6月22日(月)、24日(水)、25日(木)、29日(月)、7月1日(水)、6日(月)

時間：昼の部・午後2時～4時、夜の部・午後7時～9時

会場：綾部会館(味方町石風呂50-5)

定員：10人(対象は市内在住の人)※申し込み多数の場合は抽選とします。

受講料：1,000円(テキスト代別途必要)

申し込み：6月8日(月)締め切り

<問い合わせ>綾部会館 電話・ファクス(42)8565

住んでよかった 住みたくなる 住み続けられる 綾部

**野焼きは法律で禁止されています！**

野外や適法な焼却施設以外でごみを燃やすことを野焼きといい、法律で原則禁止されています。

農業、林業を営むために行われる焼却行為など、例外として認められている場合もありますが、煙や臭いなどで近所の迷惑にならないよう、最小限にとどめてください。



<問い合わせ>

環境保全課  
電話(42)1489、ファクス(43)2840

**グリーンカーテン作りに挑戦してみませんか！！**

地球温暖化問題を身近なことから考え、夏を快適に涼しく過ごし、環境に配慮した暮らしをしてみませんか。

グリーンカーテン自慢フォトコンテストを開催します（7～8月募集予定）。

コンテスト開催に先立ち、ゴーヤの苗を抽選で20人に配布します！  
1人5株まで。引き渡し場所はクリーンセンターです。

申し込み：はがきに氏名、住所、電話番号を記入の上、下記申し込み先へ  
期 限：5月29日(金)当日消印有効

<申し込み・問い合わせ>

〒623-0032 綾部市野田町須知山110-10  
綾部市環境市民会議事務局（環境保全課）  
電話(42)1489、ファクス(43)2840

**不法投棄は犯罪です！**

不法投棄が多発しています。

不法投棄は法律違反ですが、行為者が特定できない場合、土地の所有者や管理者がごみを処分することになります。

定期的な見回り、小まめな清掃、草刈り、ネットや防護柵、啓発看板の設置など、不法投棄がされにくい環境づくりにご協力をお願いします。



<問い合わせ> 環境保全課  
電話(42)1489、ファクス(43)2840

**手話通訳や要約筆記で本会議等が傍聴できます**

【傍聴が可能な会議】

- ◇公開されている本会議、委員会など
- ◇議会の活動で議長が手話通訳等の実施を必要と認めた場合

【申込期限】

- ◇傍聴希望日の7日前まで

【申込方法】

- ◇手話通訳等を希望する人は、申し込みが必要です。詳細は議会事務局へお問い合わせください。

<問い合わせ>

議会事務局 電話・ファクス(42)1259

**STOP！倒壊！ 取り組もう！ 住まいの**

**耐震化**

**木造住宅耐震補助事業をご活用ください！**

対象住宅：次の要件を満たす木造の住宅

- ①床面積の2分の1以上を住宅として使用
- ②昭和56年5月31日以前に着工し、現在完成している
- ③診断の結果、倒壊する可能性がある、または可能性が高いと診断されるもの

○木造住宅耐震診断士派遣  
個人負担：1棟あたり3,000円

○木造住宅耐震改修(簡易改修、本格改修)補助  
補助金：耐震改修設計費と耐震改修工事費の合計金額の5分の4  
(上限：簡易改修40万円、本格改修100万円)

**ブロック塀等**

**緊急安全対策事業をご活用ください！  
今年度終了予定です！**

地震等で倒壊する恐れのある危険なブロック塀等の被害を未然に防止するため、ブロック塀等を撤去し処分する工事に対して補助します。

○対象となるブロック塀等

道路、公園等に面し、地盤面からの高さが80cm以上で基準等に適合しない危険なブロック塀等  
補助金：対象工事金額の4分の3

(上限：15万円)

<問い合わせ>

建築課建築担当 電話(42)4287



**はかりの定期検査日程**

令和2年度はかりの定期検査を行います。手数料を持参の上、検査場にお越しください。

**取引や証明（業務用）**に使用する場合は、必ずこの検査を受けてください。受検しないと業務用に使えません。やむを得ず該当する検査場で受検できないときは、最寄りの検査場で受検してください。（昼休みの時間の正午～午後1時は除きます）

● **志賀郷、物部、豊里地区**

日時 6月3日(水)午前10時30分～午後2時30分  
場所 物部営農指導センター（物部町）

● **奥上林、中上林、口上林地区**

日時 6月4日(木)午前10時30分～午後3時  
場所 観光センター（八津合町）

● **上記以外の地域**

日時 6月8日(月)午前10時30分～午後3時  
日時 6月9日(火)午前10時30分～午後3時

場所 市役所まちづくりセンター1階

<問い合わせ> 商工労政課 電話(42)4263

**消費者ホットライン188とは！**

188は消費生活に関する身近な相談窓口を案内する全国共通の電話番号です。

○ **ひとりで悩まず、まずは相談を！**

「訪問販売で高額な契約をしてしまった」  
「電話勧誘で断りきれずに契約をしてしまった」  
「身に覚えのない請求が届いた」  
などについて困っていませんか。  
大切なのは、すぐに相談することです。

ひとりで悩まず消費者ホットライン局番なしの「188(いやや!）」にご相談ください。『泣き寝入りは超いやや(188)』で覚えてね。



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター「イヤヤン」

<相談・問い合わせ>

商工労政課内 綾部市消費生活センター  
電話(42)4263 または、局番なしの 188

**国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者へ  
＜傷病手当金を支給します＞**

新型コロナウイルスに感染または感染が疑われるなどした被用者に、傷病手当金を支給します。

○ **支給要件**

療養のため仕事を休んだ日から起算して3日を経過した日から仕事に就けない期間（給与の支払いがない期間）

○ **支給額**

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労した日数で除した金額×3分の2×日数

○ **適用期間**

令和2年1月1日(水)～9月30日(水)

(ただし、入院が継続する場合は最長1年6月まで)

<問い合わせ>

市民・国保課 電話(42)4246



**雨水貯留施設設置助成について**

～通称：マイクロ呑龍～

市は、雨水をためることで、浸水被害の軽減、庭木の水やり・打ち水などに利用し、節水対策が可能となる、雨水貯留施設（雨水タンク）を設置する人に助成します。

- ◆ **対象** 市内の一般家庭や事業所等の建物に、これから設置する雨水貯留施設で100リットル以上のもの。
- ◆ **条件** 建物一戸につき1基(複数の建物を所有または使用している場合は、1年度につき2基まで)。
- ◆ **助成金の額** 購入費の4分の3。  
上限は45,000円(千円未満切り捨て)。

◆ **申請方法**

下水道課に申請書類があります。  
なお、助成金の交付決定前に購入すると、助成の対象となりませんので、ご注意ください。

<問い合わせ>

下水道課 電話(42)4294



設置例

**会社等を退職したら国民年金の手続きを！**

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人で、厚生年金保険に加入していない人は、国民年金の第1号または第3号被保険者となります。

【第1号被保険者】

農業者、自営業者、学生、フリーター、無職の人など

【第2号被保険者】

会社員や公務員など、厚生年金保険に加入している人

【第3号被保険者】

年収130万円未満で、第2号被保険者の配偶者に扶養されている人

会社等を退職したときは、第2号被保険者から第1号または第3号被保険者への変更手続きが必要です。

忘れずに手続きしてください。

<問い合わせ> 市民・国保課 電話(42)4253

**京都弁護士会 綾部法律相談センター**

京都弁護士会は、法律問題で困りごとがある人のために法律相談を実施します。気軽にご相談ください。

日時 6月4日、11日、25日(木)  
午後1時～4時20分

場所 市民ホール(宮代町)

費用 40分 5,500円

予約 相談日の前日までに下記の連絡先へ問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話相談に切り替える場合がありますので、ご了承ください。

<申し込み・問い合わせ>

丹後法律相談センター 電話0772(68)3080

※受付時間 午前9時～午後5時(土日祝除く)





# あやちゃん健康だより

<問い合わせ>  
保健推進課  
電話0773(42)0111  
FAX0773(42)5488

令和  
2年度

## あやちゃん健康ポイント

### 今年度も健康ポイントをためて賞品をもらおう！

参加対象者… 20歳以上で市内在住、在勤、在学の人

取り組み期間… 5月27日(水)～12月31日(木)

交換・応募期間… ポイントがたまり次第～令和3年1月29日(金)午後5時必着

抽選… 2月下旬にFMいかるで公開抽選会を行います。

※当選者は氏名を公表し、後日当選通知を送付します。

令和元年度  
1185人が  
参加!!

### 参加方法



あやちゃん健康ポイント  
応援団の皆さまから、豪華賞  
品をご提供いただいています！



#### 1. ポイントをためよう！

健診の受診や健康イベントへの参加、運動に取り組み、あやちゃん健康ポイントカード（応募用紙）に記入して、ポイントをためます。（最大1,000ポイント）

#### 2. 300ポイント以上ためたら抽選に応募、もしくは賞品と交換

- ①応募者の中から抽選で87人に景品が当たります。
- ②ポイント数に応じて賞品を一つ交換できます。

#### 3. 1,000ポイントためたらダブルチャンス！ 抽選に応募して、賞品も交換できます！



ポイントカードは  
保健福祉センター、  
各公民館等に設置  
しています！

【交換・応募場所】保健推進課（保健福祉センター）にあやちゃん健康ポイントカードを提出してください。窓口、郵送、ファクスで受け付けます。

## たばこから体を守ろう



●あやべ健康増進・食育推進計画（第2次）より

たばこには約200種類の有害物質が含まれています。たばこを吸うことで、肺がんをはじめ、虚血性心疾患や脳卒中など、多くの病気を引き起こすリスクが高まります。

たばこを吸っている人だけではなく、受動喫煙（自分の意思とは関係なく煙を吸い込んでしまうこと）によって、大切な家族や友人、職場の同僚、妊婦やお腹の中にいる赤ちゃんの健康にまで悪い影響を及ぼします。

**5月31日は「世界禁煙デー」！  
5月31日から6月6日までは禁煙週間！**

たばこを吸っている人の割合

【あやべ健康増進・食育推進計画（第2次）

アンケート結果

H28年度 10.5% → R3年度の目標 8.0%

禁煙には、周りの人の協力が不可欠です。互いに協力しあい、自分自身や周りの人の健康を守りましょう！

未成年者や妊婦の喫煙は危険です。  
絶対にやめましょう！



新型コロナウイルス感染症予防に  
ご協力をお願いします。

# 3つの密を避け ましよう！

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には要注意。人込みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

他の人と  
十分な距離を取る！

